２０２３年９月１７日発行　Ｖｏｌ.９７

おきなわ環境ネット

沖縄環境ネットワーク通信９７号

第602回沖縄大学土曜教養講座

「沖縄の米軍PFAS汚染問題を日米市民社会に届けよう」

日時：2023年9月17日（日）開催

（詳細は８-９頁をご覧ください）

沖縄の食と農を守る市民運動について　…… 比　嘉　盛　人
50年間の市民運動（住民運動）を振返って（２）
―― ＣＴＳ（石油備蓄基地）建設反対運動（金武湾を守る会運動）…… 伊　波　義　安
特別シンポジウム　メディアはすべての人権のため、隠された真実を暴け！
―― 「新たな戦前」に直面する沖縄・琉球弧の島々の真実を！寄せて …… 桜　井　国　俊
第602回沖縄大学土曜教養講座「沖縄と米国のＰＦＡＳ汚染」
―― ＶＦＰを沖縄に迎えて　…… 桜　井　国　俊
編集後記

沖縄の食と農を守る市民運動について

比嘉　盛人（沖縄の食と農を守る連絡協議会事務局）

１．「沖縄の食と農を守る連絡協議会」の始まり

私たちの協議会は2018年４月に種子法廃止に反対する市民有志の集まりからはじまりました。初めのころは、食のジャーナリストの印鑰智哉氏と元農水大臣の山田正彦氏を沖縄に招いての勉強会や講座、講演会などを年間30回余り開催し、「種子を守ることが、私たちの食と農を守ることだ」という命の大切さを市民が学びながら、沖縄の種子を守る運動を展開してきました。その翌年から元参議院議員の糸数慶子さんと沖縄大学名誉教授の桜井国俊先生に協議会共同代表に着任をいただき、2020年の設立総会で正式に協議会として発足しました。

２．「種子法廃止」「農業競争力強化法」「種苗法改定」国家のたくらみ

2018年の市民有志の活動から数えると今年で5年目。協議会として大切な活動の一つに2021年に成立した「沖縄県農産物種苗生産条例」制定運動があります。

動機は、2017年暮れに印鑰智哉氏は「国は、命の源である種子を守る法律は破棄しようとしている」とＳＮＳで発信していました。2018年４月の「種子法廃止」です。この法律は、「日本の主要産物の米・麦・大豆などの主要農産物の種子の品種改良や生産維持を担う地方自治体の義務づけた法律」でした。種子法により、地域にあった多様な品種が公的に開発維持されてきました。ところが国は、あの規制改革の一環として「民間の品種開発の意欲を害している」として国会へ廃止案を提出。審議も数時間という十分な国会議論もないまま「種子法」を廃止しました。私たちは「種子法廃止」についての勉強会を重ね、命の源である種子がビジネスとして「種子の独占化」にさらされていることを知りました。国は種子法廃止と同じ年に「農業競争力強化法」を成立させていました。問題の８条４項は「国や地方自治体が開発した種子の開発や生産に関する知見を民間企業に提供を促進せよ」とあります。つまり、規制改革の名のもとに、一般の民間企業の儲けの為に、地方自治体の公的税金を使って開発してきた優良な品種の情報やノウハウを提供しなさいという内容です。そして仕上げは、2020年「種苗法改定」です。最大の問題点は、これまで種子や苗（接ぎ木苗も）は、農家が自由に増やして農産物の栽培を続けてきましたが、国は、その自家増殖を原則禁止にし、自家増殖するには許諾料を申請して支払わなければならないとしました。毎年毎回の申請と支払いは、農家にとって大きな負担になります。また、農家の自由な自家増殖が、その地域の気候に適した多様な農産物を創り出してきました。美味しく、病気や害虫に強い品種を、これまでの農家（百姓）が作り出してきました。

年配の農家が「昔の農家から娘を嫁に出すときは、家に代々伝わる大事な種子を持たせ、嫁ぎ先では喜ばれ、嫁として大事にされた」と聞きました。いかに農家にとって、優良な種子を守り伝え続けるかの大事さが伝わるエピソードです。

３．公共財「コモン」として種子を守る

これら、国の執拗なまでの「種子の規制緩和」について、東京大学大学院の鈴木宣弘教授は「グローバル種子企業の存在がある」と指摘します。特に日本の米の品種開発や育種増殖を民間が手に入れることで、莫大なビジネスチャンスを得ることができるからです。私たち協議会に参加する市民では「種子を守る勉強会」などで一連の国の流れを知れば知るほど、「なぜ、国や政治家が法律を変えてまで“命の源である公的財産の種子”を民間のビジネスに解放するのか？」を疑問に思い議論してきました。国の規制改革で民間の活力をビジネスの活性化のメリットとデメリットを考える前に、私たちの公共財としての「コモン」が失われることの危機感を感じ語り合いました。つまりは「命に関わる種子や食料、水や大気の海川空の自然環境」などの「コモン」は、規制改革という経済資本主義の弊害にさらされてはいけないということです。

４．「沖縄県農作物種苗生産条例」の制定

沖縄に住む私たちは「命の源である公共の種子」を守りたい思いから、協議会で「沖縄県農作物種苗生産条例」の制定活動に中心を移し、2022年４月に制定することができました。署名活動や県議会へのロビーイング活動、担当部局との意見交換会など、様々な取り組みを行いました。この県条例は「沖縄県の自然環境に適する良質な農作物の種苗生産の推進の基本理念と県の責務等を定め、種苗の安定的な生産と農業の持続的発展を目指す」条例です。評価できるのは「種子の安定的生産を重視」し「伝統野菜も含む種苗の継承と保存・活用する」ことを定めています。しかし「種苗の継承と保存・活用」の具体的な方法、例えばジーンバンクの設立などが明記されていません。また、「県登録品種の自家増殖の自由」についても、明記されませんでしたので、今

後は条例改定も視野に入れて活動したいと考えています。

５．食と農の問題「食料自給力」

初めに、日本の自給率をおさらいします。昨年度（速報値）の日本のカロリーベース食料自給率は38％でした。戦後20年後の1965年度は70％、1990年代に50％を割り込み、2000年代から今日まで40～37％と20年以上も低迷しています。言い換えれば、海外から6割もの食物に依存しています。さらに、海外G7の国々と比べてはどうでしょう。先ずは自給率が高い国はカナダが260％、アメリカが130％、フランス120％と100％を超えます。その後にドイツ95％、イギリスとイタリア60％、そして最下位に日本38％があります。鈴木宣弘教授は、日本の食料自給率（38％）は、食料安全保障の観点からすると、とても危険で危惧せざるを得ないレベル」と警鐘を鳴らします。食の欧米化で、パンやパスタなどの小麦を始め、ステーキやハンバーグなどの肉食文化が、海外からの食材の輸入に拍車をかけてきました。大きい変化のきっかけとしては、戦後の食糧難に学校給食へ小麦と脱脂粉乳が米国から日本に援助されたことで、米飯とみそ汁がパンと牛乳に代わることで、おかずも野菜や魚中心から肉類に代わり、ハンバーグやミートボールなど洋風・欧米化の流れになっていきました。

６．沖縄県の食料自給率と食の変容

それでは、沖縄県の場合はどうでしょう。食料自給率は2010年以降から、36～24％の幅で変動しています。年によって変動幅があるのはカロリーの高い「さとうきび」が大きなウエイトを占めています。年によって台風の影響で収穫量が違ってくるために自給率に影響します。2004年県議会での当時の県知事の答弁では、「沖縄県のカロリーベース自給率は30％、サトウキビを除くと６％」と答えています。現在でも、県内の農家の7割、農産物の５割がサトウキビ栽培を続けており、自給率も６％前後だと推測されます。沖縄の場合は、先の大戦で住民の４人に１人が亡くなる悲惨な地上戦があり、農地や畜産、漁業も壊滅的な状況になり、男性が戦場に駆り出されたために、農林水産業の復興が難しかったと言われています。その後、27年に及ぶアメリカ軍の施政権統治が続き、学校給食のパンや脱脂粉乳の援助はもとより、市井の庶民暮らしにはアメリカ軍の戦闘食の闇流れから、ポーク缶やツナ缶などが豚肉や魚の代用食として定着していきました。定番のチャンプルーにポークやツナ缶を使うことで全国でも常にトップの消費量です。しかし、よくよく考えると、ポークは豚肉の油の塊で、ツナ缶はマグロやカツオの油漬けです。つまり油をより多く摂っているので、メタボリック症候群も全国一多い要因の一つになります。

７．沖縄県のサトウキビ政策

サトウキビ栽培は、かつて琉球が薩摩と明治政府の統治下のころから、高価な砂糖原料のサトウキビ栽培を強制し、黒糖を税として取り立てていました。農民は自給作物の甘藷芋や米の田畑をサトウキビ畑に変えざるを得ませんでした。驚きなのは、実質の食料自給率がこれほどまでに低いにもかかわらず、国の内閣府の沖縄振興政策は「サトウキビ栽培は沖縄県の欠かすことのできない基幹作物で、台風や干ばつなどの自然災害にも強く、また、島々にある製糖工場などは雇用の確保などで地域経済に貢献している」として、国がサトウキビを買い上げることで維持しようとしています。糸満市の60代のサトウキビ農家は「サトウキビを国が買い上げるのはありがたいが、肥料・農薬代、植付作業や収穫の大変さやコストを考えると、高齢化する農家には合わなくなっている」「また、機械化で植付・収穫で楽にはなったが、利益はほとんど残らない。息子には渡せないので自分の代でサトウキビ栽培は終わりにしたい。」と言います。私たちの食を支えている農家の１０人の内７名がサトウキビ農家で、農業後継者は増えないのが現状です。果たして沖縄の自立経済を考えると、このサトウキビに偏った農業振興政策のままでいいのでしょうか？

８．「食の安全と持続可能な農の在り方」

私たちの協議会では「食の安全と持続可能な農の在り方」を考えていきました。農薬や化学肥料を極力使わない農業を応援することは、私たちの食べ物の安全性を確保し、農業の土壌の微生物を増やし豊かな土壌で栽培することで、持続可能な栽培を続けることができると考えます。そして、最も大事なのは「農家と共に消費者が寄り添える関係でいる」ことです。それは、自然の中で農産物を育てる農家の苦労に思いをはせ、顔の見える関係で、その農家から野菜や果物をいただく産直の仕組みができないかと考えました。

９．消費者と農家が生活者として結びつく関係を目指して

取り組みの一つに、食と農をつなぐ畑の学校「あたいぐぁー農園」を八重瀬町で行っています。自分の作った野菜を食べたい市民が、環境にやさしい栽培を行う農家から野菜作りを学ぶプロジェクトです。冬作が始まる10月からの土づくりから始まり、１組５坪の実習園を約1年間、自分の好きな野菜を約20品目育てながら、月に２回、各２時間の座学講座を受講して、知識と実践で野菜作りの楽しさ大変さを学びます。そうすることで、小さな自給圏を生み出すことができます。現在は約45組、360坪の農園で展開中です。

50年間の市民運動（住民運動）を振返って（２）
── ＣＴＳ（石油備蓄基地）建設反対運動（金武湾を守る会運動）──

伊波　義安（有機フッ素化合物汚染から市民の生命を守る連絡会共同代表）

■金武湾開発計画

1968年、与那城村（現うるま市）は離島苦解消の大義名分のもと平安座島にガルフを誘致した。金武湾の工業化をさらに推進するために、1970年３月、日本工業立地センターに金武湾開発構想を策定させた。この計画は金武湾内約1000万坪を埋立て工業化を進めるものです。琉球政府は1970年９月、長期経済開発計画を策定した。この計画は前記の開発構想を踏襲するもので金武湾の臨海型工業化を進めるものです。1971年通産省は逸早く、沖縄工業基地調査団を送り「沖縄臨海工業開発報告書」を提出した。報告書の要旨は、臨海工業開発域として、金武湾、中城湾、大浦湾をあげ、当面は金武湾沿岸地域から開発するのが妥当で、ＣＴＳの備蓄量は500万キロリットルが適当とした。村、県、国、大企業が進めるこれらの開発計画の先導的役割を担うのが、アルミ、ＣＴＳ、造船等の公害企業であった。

■金武湾を守る会の結成

1973年５月、私と同僚３人で宇井純さんの主唱する公開自主講座（東京大学工学部大講堂）で「沖縄アルミ誘致反対運動」の報告に行った。自主講座の方から鹿児島県の喜入でCTS反対運動をしている方を紹介され、帰途喜入に立寄り、ＣＴＳ公害の資料を入手した。その資料をもとにＣＴＳ公害をまとめた。これを利用して金武湾で進められているＣＴＳ建設の反対運動をつくろうと、沖縄アルミ誘致反対運動を取り組んだ仲間（照屋唯夫、伊集盛勝、金城清二郎）や関広延、崎原盛秀などと話し合った。与那城村出身の沖国大教授玉栄清良さんの仲介で、９月12日～18日、与那城村の4部落で「水俣と患者とその周辺」の上映と「金武湾開発計画とＣＴＳ公害」の学習会、懇談会を婦人会を中心にもった。村民の関心は高く、たくさんの人が参加した。既設のガルフの度重なる原油・重油流出事故や悪臭公害（H_2SやSO_2が原因）、海中道路建設や三菱開発による宮城島・平安座島間の埋立等により自然環境や生活環境が破壊されていくのを目の当たりにして、金武湾周辺の住民、とりわけ与那城村民の間に「ＣＴＳ反対」の声が急激に広がった。この学習会・懇談会を進めてきた人達と安里清信さん（与勝の自然保護運動を中心になって進めてきた）が一緒になって、ＣＴＳ建設反対の住民運動組織を結成して、ＣＴＳ反対の運動を始めることにした。1973年９月22日、反ＣＴＳの「金武湾を守る会」が結成され、熾烈な闘いがスタートした。守る会は、沖縄アルミの進出を阻止した「沖縄アルミ誘致反対石川市民協議会」、ガルフ、アラビア石油の進出を阻止した「宮城島土地を守る会」、東洋石油建設反対運動を闘った「東洋石油反対同盟」、大豊製紙の建設とみちのく産業による宜野座村漢原の約40万坪の公有水面埋立を阻止した「宜野座村生活と環境を守る会」の公害反対闘争の経験のある既存の住民組織と「与勝の自然と生命を守る会」、「金武湾を守る具志川市民協議会」、「金武村自然と生命を守る会」の新設の住民組織と個人で結成された。結成の場で次のことが決定された。

＜運動目標＞
①金武湾における一切の埋立計画を中止すること
②CTSの新増設を認めないこと
③石油関連産業を誘致しないこと

守る会は各組織の独自性、主体性を尊重し、金武湾、中城湾に立地する工場及び新たな開発に伴って発生する諸々の公害から金武湾、中城湾一帯の自然環境、生活環境を守るために共に闘いを組んでいく。守る会は特定の代表をおかず、参加する各人各人が代表である。特定の代表をおかず参加する者全員が代表だという組織、運動原則を決めたのは、この運動が各人の生命、財産にかかわることで、各人が、自らの意志、行動によってその決定をなすべきであ

り、何人も他人の生命に責任をもち、それを代表しえないからである。この原則によって運動がボス交渉にならず、各人が主体的に運動に参加し、自由に発言、行動できる。すなわち、一人一人を大切に、個人個人の権利を尊重する。この原則は、これまでに闘われてきた住民運動の中から培われた、必然的に帰結された根源的運動原則である。

９月25日、守る会は結成の３つの運動目標を屋良知事に早速要請した。知事は席上「県としてはＣＴＳは500万キロリットルは容認、それ以上は認めない」と発言。これに対し、守る会は10月12日、500名が参加して「500万キロリットルのＣＴＳの許容基準の科学的根拠を糾した」が、県はあいまいな回答に終始、深夜１時まで紛糾した。県は「与那城村からの強い要請もあってCTSを誘致する」と言った。守る会は、早速10月24日、2000名の住民の参加のもと与那城村役場前の広場で村民大会を持ち、「一切のＣＴＳ新増設反対、埋立反対」の決議がなされた。与那城村で「ＣＴＳ反対」の署名活動を取り組み、総人口の６割以上の6224名の署名を集め、県知事、県議会議長に手交した。

屋良知事は守る会と最初の一回だけ会っただけで、その後は守る会と会うことを避けてきた。守る会はやむ無く10月26日知事あてに「公開質問状」を提出した。ＣＴＳ公害、埋立による環境破壊、公害防止対策、ＣＴＳ誘致による離島苦解消・過疎化の歯止めの欺瞞性、「土地利用基本計画」と「金武湾の工業化」との整合性、革新知事として地域住民との対話の必要性等22項目について質問した。11月19日、守る会は知事に対し提出した「公開質問状」について直接回答を要求したが、県はそれを拒否し、1000人の参加者に対して機動隊を導入し排除した。

■１・19声明

ＣＴＳ反対の県民世論が高まる中、1974年１月19日、県は知事公舎で部長会議、与党との連絡会議をもち、次のような知事声明（１・19声明）を発表した。

①ＣＴＳの申請業者に対し、ＣＴＳの割り当てはしない
②三菱の埋立工事とシーパース工事については認める
③三菱に対し、ＣＴＳ及び石油関連企業以外の無公害企業の立地を重ねて要請する
④今後派生する問題については、県、与党との共同責任で処理していく

この知事声明は、ほとんどの県民が「ＣＴＳの白紙撤回」と受け取っていた。この声明の真の狙いは、与党を含め益々高まりつつあった反ＣＴＳ県民世論の鎮静化を意図したものであった。声明に基づいた県の要請に対し、三菱は「ＣＴＳ以外考えられぬ」と回答した。

1974年４月30日、宮城島・平安座島間の公有水面（64万坪）の埋立工事が完了した。県により埋立の竣工認可が許可されれば、ＣＴＳ建設の阻止はできなくなるので、守る会は不退転の決意で７月11日から２週間「竣工認可却下」を求め、県庁前座り込み闘争に突入した。知事は本土から帰任の際、守る会の座り込み闘争を避けるために自衛隊・米軍基地を通った。これは、ＣＴＳ反対の県民の気持ちを逆撫でするものだった。座り込み闘争中、守る会は県土木部部長室から「埋立竣工認可書案」を見つけ知事に面会を求めたが、守る会をまたしても県は機動隊を導入して排除した。

■公有水面埋立免許無効確認請求裁判（ＣＴＳ裁判）

守る会は６月、革新共闘弁護団（以後弁護団とする）が県に手交した見解書「宮城島・平安座島間の公有水面埋立免許付与において法的手続き上、重大かつ明白な法的瑕疵を犯している」を入手した。いつ竣工認可が下されるかも知れないという緊迫した状況のなかで、それに歯止めをかける唯一残された手段として弁護団の見解書を参考にして、不本意ながら訴訟に踏み切らざるを得なくなり、弁護団に訴訟への協力を要請した。弁護団は「漁民に原告になる人がおれば、いつでも取り組む構えである」と協力を約束した。ところがその後の話し合いの中で、弁護団から守る会の組織論、運動論について疑義が出され、白熱した論議がなされた。守る会からは、弁護団が我々の内部問題や全体での基本的確認事項まで立ち入ることは組織介入で好ましいことではないと拒否した。革新共闘弁護団としては「代表のいない組織との共闘に責任が持てない」、「相手が革新知事だからなぁ…」との声もあり、話し合いは決裂した。

守る会の「埋立無効の提訴」を間近に控えた７月末の暑い中、照間海岸で約2000名の参加のもと「埋立竣工認可却下・裁判闘争勝利」の総決起集会が開

催された。集会で採択された「大会宣言」の一部を抜粋する。「反ＣＴＳの県民世論を県が謙虚に受け止め、『革新』の原点に立ちかえって竣工認可申請を却下することこそが虐げられてきた沖縄の解放と将来の展望を切り拓く唯一の道であると信じます。再び対外侵略の具として沖縄を手段化しようとする日本政府・三菱との対決姿勢を県が明確にすることによって与党、労組、民主団体をはじめ県民総ぐるみの闘いを構築し、特殊な状況下にある沖縄の現状を厳しく突きつけつつ、沖縄の苦悩を県民大衆と共に叫び、歩むことが真に革新県政としてあるべき姿だと信じて疑いません。私達金武湾を守る会は全面的にそれを支持し、心からそれを願うものである」

９月５日、守る会は照間漁民6名を原告に県を相手取って「宮城島・平安座島間の公有水面（64万坪）の埋立は無効」と那覇地裁に提訴した。革新共闘弁護団の協力が得られない中、弁護団は沖縄側から弁護士２人（池宮城紀夫、照屋寛徳）、本土側から弁護士２人（水上学、吉田健：宇井純さん主唱する自主講座を介して紹介された）で結成された。これに対し、知事は「裁判は受けて立つ、竣工認可については公正な判断を待って決定したい。その間結論は保留する」と表明。この知事発言はＣＴＳ反対の世論の視点を法廷内論争へとはぐらかすことによって、これまで世論の矢面に立たされてきた自らの立場を合法化することにあった。知事の発言に対し、県与党の共産党、社会党は「ＣＴＳ反対をつらぬくには埋立認可の却下以外にない。もしこの裁判で県が勝訴すれば埋立を認めざるを得ないうえに、CTSは建設される」と表明した。守る会の提訴は結果としては県側にそれを手段化させていくまたとない機会を与えたともいえる。

10月30日、「埋立免許無効確認請求」裁判（ＣＴＳ裁判）の第１回公判が開かれた。原告側は漁業権放棄の手続きが不備で無効と主張、県側は漁民の同意を得たと反論。第６回公判から平安座漁民２人、更に第7回公判からは浜の漁民40名が原告に加わり原告が48名になった。浜の漁民は「埋立に同意したことはない」「埋立地の周辺海域はかつては魚介類の宝庫だったが、今では生物のいないヘドロの海になっている」と陳述。浜の老漁民は原告になるにあたって、私に次のように話した。「ガルフが来る前までは、ここの海は魚がたくさんとれる大変豊かな海でしたよ。この家（鉄筋コンクリート建て）はガルフが来る３年前に建てました。この家は私が漁に出てその日にとれる魚を売って、その日に使う建築資材を買って建てたんです。銀行から金を借りなくても、その日にとれた魚を売って、その日の建築資材を十分買えるぐらい魚が取れましたよ。私達漁民は、銀行に預ける金はなく、その日暮らしですが、私達には金を預けなくても、金をつくれる大きな漁民の銀行を持っているというのが漁民の自慢です。漁民の銀行というのは、この海なのです。以前は、こんな大きな銀行を持っていたので、生活も心配ありませんでしたが、今ではこの銀行も役立たなくなり、金を借りなければ生活していけなくなりました。海中道路が建設され、三菱の埋立てが行われてからはシヌイやジャングサ（ウニ、サヨリ、ジュゴンなどの好餌である海藻）は死滅し、ウニや甲イカ、魚もほとんどいなくなりました。建干網を入れてありますが、今はもう魚はとれず、ヘドロがくっつくだけです。今日も一匹も入っていませんでした。これでは燃料代さえも稼げないし、漁民は生活していけません。もうだめですね」。

第８回公判で山口裁判長が結審、原告側証人が採用されない中、県側の「埋立完了した64万坪の埋立地はもはや訴えの利益なし」と前日提出されたばかりの県の訴えを検討する余地を与えず結審。10月４日、第９回公判で裁判長は「訴えの利益なし」と判決。裁判官は脱兎の如く立ち去る。これに抗議する1500名の参加者と機動隊が雨の中でもみあった。守る会は10月6日～8日、県庁玄関入口で、150名の参加のもと抗議のハンストに突入した。10月７日、原告の漁民48名、一審判決を不服として高裁に控訴した。沖縄アルミ誘致反対運動を闘った私を含む数名は、控訴を機に守る会の闘いから身を引いた。

10年余にわたる金武湾を守る会の闘いの中で、私が関わった最初の２年間の闘いを経過を追っての報告となった。一緒に闘った方々がほとんど亡くなり、資料も散逸し、私の記憶も定かではない中での報告になった。守る会と労組、県与党、革新共闘弁護団等とのやりとり、金武湾の自然環境の変化、沖縄アルミ誘致反対運動に関わった人達が守る会の運動から身を引いたことなどについて詳細に触れることができなかったことをお詫びして終わります。

特別シンポジウム メディアはすべての人権のため、隠された真実を暴け！
――「新たな戦前」に直面する沖縄・琉球弧の島々の真実を！――

桜井　国俊（沖縄・琉球弧の声を届ける会）

～「沖縄・琉球弧の声を届ける会」が11月12日に沖縄大学で開催～

特別シンポジウム開催の背景

今、沖縄・琉球弧の島々には次々と自衛隊基地やミサイル基地が建設または計画され、武器弾薬が運び込まれている。またそれにより、人々の日常の暮らしは奪われ、豊かな自然や海は破壊され、生きものたちも生きる場所を奪われている。加えて台湾有事が強調され、軍事シミュレーションが行われ、日中政府関係も悪化の傾向にあり、日本全体が「新たな戦前」とも呼ばれる中、とりわけ沖縄・琉球弧は地理的位置からもその最前線として多大な危険の中にある。

ところが日本のメディア、特に本土のメディアは、この沖縄・琉球弧の深刻な現状を伝えていない。本来メディアはその使命としてウオッチドッグの役割を果たし、再び戦争のために筆を取らず、真実の報道を通じて平和を守り、言論、出版、表現の自由を守ることで民主主義に寄与すべきものと考える。その任務を考えた時、いま現在沖縄・琉球弧で起きている許しがたい現実をメディアはしっかりと伝えるべきであろう。

折しも今年は「世界報道の自由デー30周年」にあたる。ユネスコが掲げたテーマは、「権利の未来を形作る：他のすべての人権の推進力となる表現の自由」というもので、表現および報道の自由は、すべての人権を保障するための原動力であり、私たちの権利が保護され享受できる未来を切り拓くことを目指している。

このユネスコ声明に呼応して、ここ沖縄・琉球弧から、不条理に満ち、許しがたき沖縄・琉球弧の現状を日本国内及び世界に向けて発信したいと考え、「沖縄の真実を伝える会」を立ち上げ、表題のシンポジウムを企画した。企画の概要は次の通りである。

特別シンポジウムの概要

日時：2023年11月12日（日）PM１：30～５：30
場所：沖縄大学３号館101教室
話題提供者（予定）：
１．国境の島・与那国の現状
　田里千代基（与那国町議会議員）
２．世界自然遺産やんばるの森の現状
　宮城秋乃（蝶類研究者）
３．基地建設が強行される馬毛島の現状
　長野広美（西之表市議会議員）
４．沖縄を巡るメディアの状況（1）
　阿部岳（沖縄タイムス社）
５．沖縄を巡るメディアの状況（2）
　新垣毅（琉球新報社）
６．世界の情勢・東アジアの情勢
　セドリック・アルヴィアーニ
　（国境なき記者団東アジア総事務局長）

通訳について

このシンポジウムは沖縄の市民や日本本土の市民を対象に発信するだけでなく、日本駐在の外国特派員そして海外のジャーナリストに向けて沖縄・琉球弧の声を届けることをも目指している。そこで日本ジャーナリスト連盟（ＪＣＪ）や国境なき記者団のご協力を得て、本シンポジウムの開催を事前に広く内外のジャーナリストに向け広報する。また日本語⇔英語の同時通訳、逐語通訳のサービスを用意する。

オンライン参加について

本シンポジウムは、当日のリアル参加以外にもオンラインでの参加の環境を整え、また後日、ユーチューブでも閲覧できるようにする予定である。オンライン参加やユーチューブ閲覧を希望される方は、本誌裏表紙をご確認ください。

連続講座について

沖縄・琉球弧には、１回のシンポジウムでは伝えきれない数々の問題がある。そこで「沖縄・琉球弧の声を届ける会」では、特別シンポジウム開催後も定期的に報告会をオンラインで開催し、広く世界に向けて発信していきたいと考えている。ぜひご視聴頂きたい。

第602回沖縄大学土曜教養講座「沖縄と米国のＰＦＡＳ汚染」
── ＶＦＰを沖縄に迎えて ──

桜井　国俊（沖縄環境ネットワーク世話人）

講座開催の趣旨

米国にVeterans For Peace（ＶＦＰ)という反戦市民団体があります。従軍経験のある元軍人（ベテランズ）と軍人の家族、およびその賛同者により1985年に結成された国際的な平和団体で、国連ＮＧＯとして認定されています。そのＶＦＰの皆さんが来日し、９月15日から10月７日まで沖縄、長崎、広島、京都、横須賀、東京など日本各地の反戦運動と交流する「Peace Speaking Tour」を行ないます。来日されるメンバーは次の4名です。

１．マット・ホーさん
　イラク・アフガニスタンに派遣されました。国務省・国防総省での勤務経験があります。
２．ジェニファー・パカノフスキーさん
　イラク戦争に衛生兵として派遣されました。
３．パット・エルダーさん
　軍隊経験はありません。米軍由来のＰＦＯＳ／ＰＦＯＡ汚染問題の追求と情報発信で世界的に知られています。
４．レイチェル・クラークさん
　全体企画に加え同時通訳も担当します。

今回のＶＦＰの日本訪問ツアーの冒頭を飾るのが９月17日に沖縄大学で開催する土曜教養講座です（日程の都合で日曜日に開催します)。

この講座では、沖縄でいま深刻な問題となっている私たちの命の水のＰＦＡＳ汚染について、ＰＦＡＳ汚染問題にかかわっている沖縄と米国の市民運動家３名が報告を行い、それを踏まえて沖縄と米国の市民が対話します。

１．沖縄のＰＦＡＳ汚染問題
　　桜井国俊（有機フッ素化合物汚染から
　　市民の生命を守る連絡会）
２．宜野湾ちゅら水会の国連活動報告
　　照屋正史（宜野湾ちゅら水会）
３．米国のＰＦＡＳ汚染問題
　　パット・エルダー（ＶＦＰ）

パット・エルダーさんについて

ＶＦＰ訪日団のメンバーであるパット・エルダーさんは、世界中に広く知られたＰＦＡＳ汚染問題の専門家でジャーナリストです。米国のＰＦＡＳ汚染問題への取り組みを紹介して頂き、あわせて沖縄のＰＦＡＳ汚染問題にどう取り組むべきかアドバイスして頂きます。

パットさんは、「魚には飲料水以上にPFASが含まれている。日本は魚を調べているのか？」と問題提起しておられます。また日本各地の米軍基地周辺でＰＦＡＳ分析のため採水することを計画されています。

PFAS汚染問題について講演するパットさん

第602回沖縄大学土曜教養講座の概要

日時：2023年９月17日（日）PM１：30～４：30
場所：沖縄大学３号館101教室（駐車場あり）
主催者：有機フッ素化合物汚染から市民の生命を守る連絡会、宜野湾ちゅら水会、沖縄環境ネットワーク、沖縄大学

オンライン参加について

本土曜教養講座は、当日のリアル参加以外にもオンラインでの参加の環境を整え、また後日、ユーチューブでも閲覧できるようにします。オンライン参加やユーチューブ閲覧を希望される方は、沖縄大学地域研究所までお問合せ下さい。

地域共創・未来共創の大学へ

沖縄大学

共同主催：有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会、宜野湾ちゅら水会、沖縄環境ネットワーク、沖縄大学

2023年

9.17日

13:30～16:30

【開場・受付13:00～】

Zoomウェビナー 視聴選択可

沖縄大学3号館1階

3-101教室

沖縄の米軍PFAS汚染問題を日米市民社会に届けよう

プログラム

13:30-13:40	開会挨拶（沖縄大学学長　山代 寛）、VFP訪日団挨拶
13:40-13:45	趣旨説明・問題提起（パット・エルダー）
13:45-14:45	基調報告①「沖縄のPFAS汚染問題」（桜井 国俊） 基調報告②「国連における宜野湾ちゅら水会の活動報告」（照屋 正史）
14:45-14:55	休憩
14:55-15:55	特別報告「米国PFAS汚染と米国市民の取り組み、そして沖縄から日本、アジアへ」（パット・エルダー）
15:55-16:25	対話
16:25-16:30	閉会宣言

参加費 無料

米国の反戦市民団体Veterans For Peace（VFP）の皆さんが来日し、9月15日から10月1日まで沖縄・長崎・広島、横須賀など日本各地の反戦運動と交流するピース・スピーキングツアーを行います。そのツアーの冒頭を飾るのが沖縄大学土曜教養講座です。

本講座では、沖縄でいま深刻な問題となっている私たちの命の水の有機フッ素化合物（PFAS）汚染について、PFAS汚染問題に関わっている沖縄と米国の市民運動家３名が報告と対話を行います。

米軍由来の環境汚染を追及するパット・エルダー氏は、自身のウェブサイトでPFAS汚染問題を発信し続けています。米国のPFAS汚染問題への取り組みを紹介していただき、合わせて沖縄のPFAS汚染問題にどう取り組むべきかアドバイスしていただきます。

そして、この問題を本土や米国に届けていく起点となることが本講座の目標です。

◆9/11（月）までに要事前申込◆　対面定員：先着100名！　※お申込み確認メールでアンケート回答フォームURLをお送りします。回答にご協力ください。

申込先【Googleフォーム QRコード】
※本学HPに申込先URLも掲載しております。
氏名・連絡先・所属等を入力の上送信してください。お申し込みされた方へ、講座日の1週間前までに、お申し込み確認メールをお送りします。
メールが届かない場合は前日14時までに地域研究所までお問い合わせください。

問い合わせ先：沖縄大学地域研究所
（〒902-0075 沖縄県那覇市国場405）
窓口：平日8:30～17:15 ※12～13時 閉室
Tel：098-832-5599
Mail：chiken-staff@okinawa-u.ac.jp

今回は日曜日に開催します!!　第602回　沖縄大学土曜教養講座

沖縄県民カレッジ連携講座　大学コンソーシアム沖縄　県民向け公開講座

✿登壇者✿

【司会】宮城 公子　沖縄大学名誉教授、エンパワメント・ラボおきなわ共同代表

【通訳】レイチェル・クラーク　「VFP ピース・スピーキングツアー」コーディネーター

登壇者		プロフィール	報告要旨
	桜井 国俊 沖縄大学名誉教授、沖縄環境ネットワーク世話人、有機フッ素化合物汚染から市民の生命を守る連絡会共同代表、沖縄の食と農を守る連絡協議会共同代表	東京大学卒、工学博士。在学中に「東京・水俣病を告発する会」を発足。WHO アメリカ地域事務所環境専門官、JICA国際協力専門員等を経て恩師宇井純氏の誘いで沖縄大学に赴任。定年退職後も沖縄の環境と平和に全力で取り組む。	今から７年前、沖縄県民の３分の１が飲んでいる北谷浄水場の水が PFAS で汚染されていることが明らかになった。しかし汚染源と思われる米軍嘉手納基地には今に至るも立ち入り調査が出来ていない。障害となっているのは日米地位協定だ。県民の健康を守る責務がある沖縄県の動きが鈍いのに痺れをきらした沖縄の市民は、自ら県民の血液を採取し、PFAS 汚染の実態を明らかにした。その取り組みを紹介する。
	照屋 正史 宜野湾ちゅら水会メンバー、VFP-ROCK（琉球・沖縄国際支）Associate Member	普天間基地泡消火剤漏出事故後、PFAS 汚染問題に取り組む宜野湾ちゅら水会に参加し、行政機関への情報開示請求による資料収集、要請活動、PFAS 土壌調査を実施し PFAS 汚染問題の解決に向け活動を続けている。	宜野湾ちゅら水会が、７月にスイス・ジュネーブで開催された国連の会議に参加し、沖縄における PFAS 汚染問題の解決に向け、国連から、未だに基地内立ち入り調査の許可を拒否し続けている米軍・米国政府に対して、沖縄県による基地内への立ち入り調査を早急に許可するよう働きかける勧告を要請した国連における活動状況の報告を行う。
	パット・エルダー 軍が人々と地球をどのように汚染するかを発信する「ミリタリーポイズンズ」www.militarypoisons.org のディレクター	米軍由来の環境汚染、特に PFOS/PFOA の追求と情報発信で世界的に知られている。ウェブサイト「ミリタリーポイズンズ」で、沖縄の問題を含め 300 以上の記事を執筆している。	日本の独立性、沖縄の自己決定権が蔑ろにされているように、米国各州の自己決定権も蔑ろにされており、国は各州の住民の健康など、国家安全保障の前では取るに足りない問題だと思っている。この PFAS 問題は、米軍のホスト国の自治体・住民と、米国各州政府・自治体政府とその住民が一丸となり、それぞれの国家政府を動かすような運動が必要であると訴えたい。

ベテランズ・フォー・ピース（VFP）平和を求める元軍人の会とは？

1985 年、米国で従軍経験のある元軍人（ベテランズ）と軍人の家族、およびその賛同者により結成された国際的な平和団体です。国連NGOとして認定され、メンバーは全世界に約8000人、支部は140支部存在します。元陸軍大佐でイラク戦争に反対したアン・ライト氏、オリバー・ストーン氏やオノ・ヨーコ氏もメンバーです。戦場を知る者たちを中心に、英国の元軍人ら「VFP UK」など、海外の連携団体と共に、紛争各国での反戦アピールや戦争による経済構造の真相などを世界に訴えています。（※http://vfpjp.org/veterans-for-peace/より引用）

開催決定！ 【ハイブリット配信】

■特別シンポジウム■

「メディアはすべての人権のため、隠された真実を暴け！」

～「新たな戦前」に直面する沖縄・琉球弧の島々の真実を！～

開　催　日：2023年11月12日（日）13：30～17：30（開場13：00～）
場　　所：沖縄大学３号館101教室（沖縄県那覇市字国場555）
定　　員：先着100名
オンライン：ZOOM　定員：80名（申込必須）
後日、「沖縄環境ネットワーク」YouTubeチャンネルにてアーカイブ配信します。

主　　催：沖縄・琉球弧の声を届ける会
共　　催：沖縄大学
共同代表：伊波義安・桜井国俊・丹原美穂
賛同団体：沖縄環境ネットワーク　他

申込については、下記WEBサイトをご確認ください。
https://info200921.wixsite.com/ryukyusvoice

＊プロジェクト成功に向け、カンパのご協力をお願いいたします。

本年度予算案

2023年６月総会を実施し、下記の通り予算案を修正いたします。

支出　調査・研究費　100,000円を追加

■編集後記■

先日、桑江さんの事務所へ訪問した際に、1997年６月に発行された「沖縄環境ネットワーク通信２号」を拝見しました。現在はだいぶ趣が違い、これまでの沖縄環境ネットワークの歴史に想いを馳せました。なんらかの形でアナログからデジタル化にアーカイブ化できたらいいなぁと思っているところです。

（編集部・まつだかなこ）

◆沖縄環境ネットワーク世話人会◆（参加自由！）
日　時：お問合せ下さい
場　所：沖縄環境ネットワーク事務所
年会費：個人会員：3,000円　学生会員：1,500円
家族会員：3,000円　団体会員：10,000円
特別賛助会員：100,000円
郵便振込先：（口座番号）02010－9－20132
（加入者名）沖縄環境ネットワーク

沖縄環境ネットワーク通信・第９７号
2023年9月17日発行
発行元：沖縄環境ネットワーク
〒904-2171 沖縄市高原3-14-2「ゆがふプラザ」内
PHS 070-5494-2502
FAX 098-989-6243
メール／info2009@oki-kan.net
ブログ／http://okikannet.ti-da.net
発行人：桜井 国俊 ／ 編集：まつだかなこ